

利用者のために

I 農林業センサスの沿革

1 センサスとは

通常、調査対象のすべてについて、調査票を用いて基本的な項目に係る調査を行うことを意味する。これに対し、既存の資料及び情報を基に、市町村などが所定の様式により申告したものを積み上げ、統計を作成する方法を表式調査という。

2 戦前の農業センサス

農林業統計においてセンサス方式をはじめて採用したのは、昭和4年に国際連合食糧農業機関（以下「FAO」という。）の前身である万国農事協会が提唱する「1930年世界農業センサス」の実施に沿って行った農業調査である。しかし、その調査は田畑別、自小作別耕地面積を調査しただけで農家や農業に関する全般的な調査を行ったわけではなかった。その意味で最初の農業センサスは、昭和13年に行われた農家一斉調査であるということができ、この経験を基にそれまでの表式調査を改め、昭和16年から農林水産業調査規則に基づく農業基本調査（夏期調査及び冬期調査）をセンサス方式で行うこととなった。

しかし、第2次世界大戦末期にはセンサス方式の調査の実施が不可能となり、昭和19年には表式調査に逆戻りし、昭和20年には調査そのものが行われなかった。

3 戦後の農業センサス

戦後、センサス方式の調査として、農家人口調査（昭和21年）、臨時農業センサス（昭和22年。このとき初めて「センサス」という言葉が用いられた。）及び農地統計調査（昭和24年）が実施された。昭和25年に至ってFAOが世界的規模で提唱した1950年世界農業センサスに参加し、我が国における農業センサスの基礎が固まった。その後10年ごとに世界農業センサスに参加するとともに、その中間年次に我が国独自の農業センサスを実施することとなった。

今回の2005年農林業センサスは、戦後12回目の農業センサスである。

また、沖縄県においては、琉球政府時代の昭和26年2月に第1回目の農業センサスが実施され、その後、昭和39年4月、昭和46年10月と2回実施されており、今回センサスは復帰後では1975年農業センサスから7回目、戦後では10回目の農業センサスである。

4 林業センサス

林業センサスは昭和35年から農林業センサスの一環として10年ごとに実施されてきたが、2005年農林業センサスから、農業と林業の経営を一体的に把握する調査形態となったため、今後は5年ごとに実施することとなった。

今回の2005年農林業センサスは、林業センサスとしては6回目である。

また、沖縄県においては、復帰後では1980年世界農林業センサスから4回目となっている。

II 2005年農林業センサスの概要

1 調査の目的

2005年農林業センサスは、我が国農林業の生産構造、農業・林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林業施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的に実施したものである。

2 根拠法規

調査は、統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）及び農林業センサス規則の規定に基づき農林水産大臣が定める件（平成16年 5月20日農林水産省告示第1071号）に基づいて行った。

3 調査の体系

2005年農林業センサスは、農林業経営を把握するために行う個人、組織、法人などを対象とする調査（農林業経営体調査）及び農山村の現状を把握するために行う全国の市区町村や農業集落を対象とする調査（農山村地域調査及び農村集落調査）に大別される。

各調査の調査対象、調査方法等については次のとおりである。

なお、調査の企画・設計はすべて農林水産省大臣官房統計部で行った。

調査の種類	調査対象	調査組織	調査期日	調査方法
農 林 業 経 営 体 調 査	農 林 産 物 の 生 産 を 行 う か 又 は 委 託 を 受 け て 農 林 業 作 業 を 行 い、 生 産 又 は 作 業 に 係 る 面 積 ・ 頭 数 が 一 定 規 模 以 上 の 「 農 林 業 生 産 活 動 を 行 う 者 」	農 林 水 産 省 都 道 府 県 市 区 町 村 指 導 員 調 査 員	平 成 17 年 2 月 1 日 （ 沖 縄 県 は 平 成 16 年 12 月 1 日 ）	調 査 客 体 に よ る 自 計 申 告 調 査
農 山 村 地 域 調 査	すべての市区町村	農 林 水 産 省 地 方 農 政 局 等 取 り ま と め 統 計 ・ 情 報 セ ン タ ー 統 計 ・ 情 報 セ ン タ ー	平 成 17 年 2 月 1 日 （ 沖 縄 県 は 平 成 16 年 12 月 1 日 ）	統 計 ・ 情 報 セ ン タ ー 職 員 に よ る 市 区 町 村 又 は 農 業 集 落 の 精 通 者 の 方 へ の 面 接 聞 き 取 り 調 査
	全 域 が 市 街 化 区 域 に 含 ま れ る 農 業 集 落 を 除 く す べ て の 農 業 集 落			
農 村 集 落 調 査	農 山 村 地 域 調 査 対 象 の 農 業 集 落 の う ち、 集 落 機 能 の あ る 農 業 集 落	農 林 水 産 省 地 方 農 政 局 等 取 り ま と め 統 計 ・ 情 報 セ ン タ ー 統 計 ・ 情 報 セ ン タ ー	平 成 17 年 11 月 1 日	統 計 ・ 情 報 セ ン タ ー 職 員 に よ る 農 業 集 落 の 精 通 者 の 方 へ の 面 接 聞 き 取 り 調 査

（注）平成18年 4月 1 日から、「取りまとめ統計・情報センター」は、「地方農政事務所」となった。

4 調査の対象地域の範囲

調査対象の範囲は、全国とした。

なお、東京都三宅村については、三宅島の火山活動の影響により調査の実施が困難であったため、調査対象の範囲から除外した。

Ⅲ 2005年農林業センサスにおける調査体系等の変更点

2005年農林業センサスは、2000年世界農林業センサスまでにおいて、農業と林業を別々に調査していた体系を改め、農林業を経営の視点から把握するための農林業経営体を対象とした「農林業経営体調査」、農林業・農山村の有する多面的機能を一体的に把握するための農業集落等を対象とした「農山村地域調査」及び農業集落における集落機能、コミュニティ活動等を把握するための「農村集落調査」に分けて実施した。

主な変更点は次のとおりであり、2000年世界農林業センサスまでの結果と直接比較ができないものがあるので、データの利用に当たっては十分留意されたい。

【農林業経営体調査】

1 経営に着目した調査体系として実施

農林業の経営を的確に把握する見地から、これまでの農家及び林家という世帯に着目した調査から経営に着目した調査に改めるとともに、個人、組織、法人等の多様な担い手を一元的かつ横断的に捉えるため、2000年世界農林業センサスまでの農業に関する3調査（農家調査、農家以外の農業事業体調査、農業サービス事業体調査）、林業に関する3調査（林家調査、林家以外の林業事業体調査、林業サービス事業体等調査）を統合して農林業経営体を対象とする調査に一本化した。

また、調査周期についても、従来10年周期で実施していた林業に関する調査を農業に関する調査と同様に5年周期で実施することとした。

2 農林業経営体を調査対象

2005年農林業センサスにおいては、農林業経営の実態をよりの確に把握するため、調査対象を農林業経営体とし、その定義については、

①農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行い、

②生産又は作業に係る面積・頭数が一定規模以上の農林業生産活動を行う者（組織の場合は代表者）とした。

なお、一つの世帯・組織に調査対象としての基準を満たす者が複数存在する場合（それぞれが外形基準を満たし、かつ収支をそれぞれ区分している場合。）は、それぞれの者を調査対象とした。

3 外形基準の設定

調査対象となる農林業経営体の範囲については、生産規模又は作業規模に基づき決定することとし、それらの規模に係る外形基準は、以下のとおり設定した。

なお、農業生産の外形基準については、統計の安定性・継続性を確保する観点から、農産物価格の変動に左右される従来の農産物販売金額に代わる物的指標を今回初めて導入した。

（1）農業の外形基準

（ア）農業生産を行っている場合

経営耕地面積30 a 以上又は部門別に設定する経営規模（作付面積、飼養頭羽数等）以上であるもの。

（イ）農業サービスを行っている場合

外形基準は設定していない。

（2）林業の外形基準

（ア）林業生産を行っている場合

保有山林面積が3 ha以上で、かつ、調査期日前5年間に育林若しくは伐採を行った者又は調査実施年をその計画期間に含む森林施業計画を作成している者。

（イ）委託を受けて素材生産を行っている場合又は立木を購入して素材生産を行っている場合

調査期日前1年間の素材生産量が200m³以上である者。

（ウ）素材生産サービス以外の林業サービスを行っている場合

外形基準は設定していない。

4 自給的農家の把握方法の変更

2000年世界農林業センサスにおいて簡略化した調査票により調査していた自給的農家に対しては、2005年農林業センサスにおいては調査票による調査を実施しなかった。ただし、農家に関する統計を引き続き作成するため、調査客体候補名簿により、自給的農家に係る戸数、世帯員数、経営耕地面積等必要なデータを把握した。

5 調査項目の変更

- (1) 経営の視点に立って異なるタイプ（個人と組織の別、農業生産のみを行うもの、農業生産と農業サービスを行うもの、農業サービスのみを行うもの別等）の経営を統一的に捉えるため、共通化した調査項目（土地、労働力、農林産物の生産等）を設定した。
- (2) 記入者負担の軽減を図る観点等から、農作業で機械を操作した人、樹園地の経営耕地面積の内訳等を削除し、家族経営協定、契約生産、環境保全型農業及び水稲作以外の農作業の委託の調査項目等の簡素化を行った。

【農山村地域調査】

1 農業集落調査及び林業地域調査を統合

農林業・農山村の有する多面的機能を一体的に把握するため、従来の農業集落調査及び林業地域調査を統合し、5年周期で実施することとした。

2 調査票を分割

各種施策の利活用の範囲（単位）等政策のニーズを踏まえつつ、調査を効率的に実施する観点から、調査項目を市区町村単位で把握する項目と農業集落単位で把握する項目に分け、農山村地域調査票を市区町村用と農業集落用に分割した。

3 調査項目の変更

集落機能やコミュニティ活動等に係る項目については、農山村地域調査結果を母集団とした「農村集落調査」（標本調査）で把握することとし、当該調査項目から削除した。

また、行政記録等で把握可能な調査項目（国有林の樹種別齢級別森林面積、森林被害面積等）も削除した。

4 調査対象農業集落の変更

2000年世界農林業センサスまで農業集落に対する調査として実施してきた「農業集落調査」では、農業集落の立地条件や農業生産面及び生活面でのつながりを把握するため、農家点在地（注）を除く農業集落として機能があると認められた地域を調査対象としてきた。

2005年農林業センサスにおいては、従来の「農業集落調査」と「林業地域調査」を統合し、農山村地域資源の総量把握に重点を置いた「農山村地域調査」として実施した。このため、集落機能のない農業集落であっても資源量把握の観点から調査対象とすることとし、農林行政の施策の対象範囲外である全域が市街化区域である農業集落については調査対象から除外した。

（注）農家点在地とは、従前、農業集落として機能をもっていた地域であってもほとんど市街化されてしまったため、非農家の間のごく少数の農家が点々と存在しているだけになったり、著しい過疎化のために農家がわずかになってしまい、農業集落としての機能があると認められない地域である。

【農村集落調査】

農業集落における集落機能、コミュニティ活動、生活環境などを把握するために、農山村地域調査結果を母集団として標本となる農業集落を抽出し、2005年農林業センサスの付帯調査として実施した。

IV 農業集落の概念

1 農業集落とは

市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会のことである。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。

具体的には、農道・用水施設の維持・管理、共有林野、農業用の各種建物や農機具等の利用、労働力（ゆい、手伝い）や農産物の共同出荷等の農業経営面ばかりでなく、冠婚葬祭その他生活面にまで密接に結びついた生産及び生活の共同体であり、さらに自治及び行政の単位として機能してきたものである。

2 昭和30年臨時農業基本調査（以下「臨農」という。）

「農業集落とは、農家が農業上相互に最も密接に共同しあっている農家集団である。」と定義し、市町村区域の一部において農業上形成されている地域社会のことを意味している。

具体的には、行政区や実行組合の重なり方や各種集団の活動状況から、農業生産面及び生活面の共同の範囲を調べて農業集落の範囲を決めた。

3 1970年世界農林業センサス

農業集落は農家の集団であるという点で臨農の定義を踏襲しているが、集団形成の土台には農業集落に属する土地があり、それを農業集落の領域と呼び、この領域の確認に力点を置いて設定した。この意味で農業集落の範囲を属地的にとらえ、一定の土地（地理的な領域）と家（社会的な領域）とを成立要件とした農村の地域社会であるという考え方をとり、これを農業集落の区域とした。

4 1980年世界農林業センサス以降

農業集落の区域は、農林業センサスにおける最小の集計単位であると同時に、農業集落調査の調査単位であり、統計の連続性を考慮して農業集落の区域の修正は最小限にとどめることとし、原則として踏襲した。

5 2005年農林業センサス

これまでの農業集落の区域の認定方法と同様に、市区町村の合併・分割、土地区画整理事業などにより従来の農業集落の地域範囲が現状と異なった場合は、現況に即して修正を行い、それ以外の場合は、踏襲することとした。

V 統計表の編成

1 統計表の表章範囲

本体（冊子）は「全国農業地域別」、付録CD-ROMは「全国農業地域別」、「地方農政局管轄区域別」及び「都道府県別」である。

2 統計表に用いている分類番号、符号及び整理番号

統計表の各ページの左右上段にⅠ－A－3、Ⅱ－B－9のように符号と整理番号が示されているので留意されたい。

（1）Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ……は、統計表の種類を示す符号である。

（2）A、Bは、1ページの表側に取り得る範囲で区切った地域のグループであり、Aには全国と北海道～東海、Bには近畿～沖縄を掲載している。

（3）1、2、3……は、統計表のタイトルを示す整理番号である。

3 全国農業地域区分、地方農政局管轄区域及び農業地域類型

統計表に用いた全国農業地域区分、地方農政局管轄区域及び農業地域類型は次のとおりである。

(1) 全国農業地域区分

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	(北関東、南関東、東山)
北 関 東	茨城、栃木、群馬
南 関 東	埼玉、千葉、東京、神奈川
東 山	山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	(山陰、山陽)
山 陰	鳥取、島根
山 陽	岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	(北九州、南九州)
北 九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分
南 九 州	宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

(2) 地方農政局管轄区域（統計表は付録CD-ROMに収録）

区 分	所 属 都 道 府 県 名
東 北 農 政 局	(1) の東北の所属都道府県と同じ。
北 陸 農 政 局	(1) の北陸の所属都道府県と同じ。
関 東 農 政 局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東 海 農 政 局	岐阜、愛知、三重
近 畿 農 政 局	(1) の近畿の所属都道府県と同じ。
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九 州 農 政 局	(1) の九州の所属都道府県と同じ。

注： 東北農政局、北陸農政局、近畿農政局、九州農政局の結果については、当該農業地域の結果と同じであることから、統計表章はしていない。

(3) 農業地域類型

この分類では、短期の社会経済変動に対して、比較的安定している土地利用指標を中心とした基準指標によって旧市区町村（昭和25年2月1日時点の市区町村）を分類した。

農業地域類型	基 準 指 標
都 市 的 地 域	○ 可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上又はDID人口2万人以上の旧市区町村。 ○ 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。
平地農業地域	○ 耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。 ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村。
中間農業地域	○ 耕地率が20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村。 ○ 耕地率が20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村。
山間農業地域	○ 林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村。

注：1 決定順位：都市的地域 → 山間農業地域 → 平地農業地域・中間農業地域

2 DID〔人口集中地区〕とは、人口密度約4,000人/km²以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地区をいう。

3 傾斜は、1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

4 本書に用いた農業地域類型区分は、平成20年6月改定（平成20年6月16日付20統計第188号）のものである。

VI 用語の解説

【農林業経営体】

1 農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業

(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業

①露地野菜作付面積 15 a

②施設野菜栽培面積 350 m²

③果樹栽培面積 10 a

④露地花き栽培面積 10 a

⑤施設花き栽培面積 250 m²

⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭

⑦肥育牛飼養頭数 1 頭

⑧豚飼養頭数 15 頭

⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽

⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽

⑪その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

(3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3 ha以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施するものに限る。）

(4) 農作業の受託の事業

(5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

農業経営体

「農林業経営体」の規定のうち（1）、（2）又は（4）のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

なお、2000年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となる。

農業経営体のうち家族経営

「農業経営体」のうち世帯単位で事業を行う者（個人経営体（農家））及び法人化して事業を行う者（法人経営体）のうち一戸一法人をいう。

林業経営体

「農林業経営体」の規定のうち（3）又は（5）のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

林業経営体のうち家族経営

「林業経営体」のうち世帯単位で事業を行う者（個人経営体（林家））及び法人化して事業を行う者（法人経営体）のうち一戸一法人をいう。

2 組織形態別

法人経営体	「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう（一戸一法人は含まれる。）。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
株式会社	商法（明治32年法律第48号）に基づく株式会社の組織形態をとっているものをいう。
有限会社	旧有限会社法（昭和13年法律第74号）に基づく有限会社の組織形態をとっているものをいう。
合名・合資会社	商法に基づく合名会社と合資会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織が該当する。
森林組合	森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社（第3セクター）もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人（財団法人、社団法人）、宗教法人、医療法人などが該当する。
地方公共団体・財産区	地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。 財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。
個人経営体	「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう（一戸一法人は含まない。）。

3 一世帯複数経営

一世帯複数経営	同一の世帯内で複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算のもとに、農業経営又は林業経営を行い、それぞれの経営が「農林業経営体」の規定のい
---------	--

ずれかに該当する事業を行う経営をいう。

【農業経営体】

1 農業経営組織別

単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
準単一複合経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。
複合経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体をいう。

2 土地

経営耕地 調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有し耕作している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

経営耕地とするかどうかについては、次によった。

- （1）よそから借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、すべて借り受けている農家の経営耕地（借入耕地）とした。
- （2）請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕地を借り受けて耕作している農家の経営耕地（借入耕地）とした。
- （3）耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う組織に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- （4）委託者が、収穫物のすべてをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、そのかわりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- （5）調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。
- （6）共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- （7）協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自家の経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- （8）他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、すべてその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人

統計であることに留意する必要がある。

耕地とみなすかどうかについては、次によった。

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とし、実際の利用状況により採草していれば「採草地や放牧地」とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する明確な意思のある土地は耕地とした。
しかし、ここ数年の間に再び耕作する明確な意思のない土地は耕地とはせず耕作放棄地とした。
- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。
- (4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。ただし、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。
- (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。
なお、施肥・補播などの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。
- (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。
- (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。

田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。

水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

- (1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地や湛水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。
- (2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。
また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。

なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っている畑とした。

稲を作った田	水稻を作った田をいう。ただし、青刈り用の稲は除いた。
二毛作した田	水稻を作った田のうち、二毛作（裏作）をした田をいう。 また、裏作として青刈り飼料作物等を栽培した田及び裏作の作付け後、収穫できなかった場合もここに含めた。
何も作らなかった田	災害や労働力不足、転作などの理由で、過去1年間まったく作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある田をいう。 ここ数年の間に再び耕作するはっきりした考えのない土地は耕作放棄地として、ここには含まない。
畑	耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。
普通畑	畑のうち、牧草専用地を除くすべてのもので、通常、草本性作物又は苗木等を栽培することを常態とするものをいう。 また、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り換えて利用する畑）など不安定な畑も含めた。
飼料用作物だけを作った畑	飼料用作物や牧草のみを栽培した畑をいう。 牧草と輪作している畑はここに含めた。 牧草だけを継続して作った畑は、「牧草専用地」とした。
牧草専用地	牧草だけを継続的に栽培している土地をいう。 （1）牧草のは種後何年経過していても、施肥及び補はんなどの肥培管理をしていればここに含めた。 （2）草地造成により造成した牧草地をここに含めた（この場合の造成草地とは、牧草のは種を完了したものをいう。）。 ただし、共有及び公有の造成草地で割地されていないものは除いた。
何も作らなかった畑	災害や労働力不足などの理由で、過去1年間まったく作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある畑をいう。 ここ数年の間に再び耕作するはっきりした考えのない土地は耕作放棄地として、ここには含まない。
樹園地	木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1a以上まとまっているもの（一定のうね幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。 花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。 樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
貸付耕地	他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。

耕作放棄地	以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした考えのない土地をいう。
-------	--

耕地以外で採草地・放牧地として利用した土地	保有又は借入れている山林、原野及び耕作放棄地等で、過去1年間に飼料用や肥料用に採草したり、放牧又はけい牧地として利用した土地のことをいう。
-----------------------	---

3 販売目的の作物

販売目的の作物	販売を目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみで作付け（栽培）した場合は含めない。 また、販売目的で作付け（栽培）したものを、たまたま一部自給向けにしたものは含めた。 なお、作物について露地及び施設別に区分した。
---------	---

露地	屋根などの覆いのない土地をいう。
----	------------------

施設	ビニールハウス、ガラス室などで、その中で普通の姿勢で作業できるものをいう。 なお、雨よけ程度のものや、水稻の育苗だけ、又は、きのこの栽培だけに使ったものは除いたものをいう。
----	---

4 販売目的の家畜

乳用牛	現在搾乳中の牛（乾乳中の牛を含む。）のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛（種牛候補を含む。）及びと殺前に一時肥育している乳廃牛をいう。 なお、肉用として肥育している未經産牛や肉用のおす牛、産後すぐ（1週間程度）に肉用として売る予定の子牛は、ここには含めずに肉用牛に含めた。
-----	---

肉用牛	肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛をいう。 乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分しており、乳用種のおすばかりでなく、子取り用のめす牛や未經産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。
-----	---

豚	子取り用に飼養している6か月齢以上のめす豚及び自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚をいう。
---	---

採卵鶏	卵の販売目的で飼養している鶏（ひなどりを含む。）をいう。 種鶏やブロイラー、愛がん用の東天紅・尾長鳥・ちゃぼなどは含まない。 なお、廃鶏も調査期日現在でまだ飼養していれば、便宜上ここに含めた。
-----	--

ブロイラー	当初から食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後3か月未満で肉用として出荷した鶏をいう。
-------	---

肉用種、卵用種は問わない。

5 農業労働力

農業経営者	男女を問わず、その農業経営に責任を持つ者をいう。 農産物の生産又は委託を受けて行う農作業の時期の決定や作物及び家畜の出荷（販売）時期の決定を行うといった、日常の農業経営における管理運営の中心となっている者をいう。
雇用者	雇用者には、農業経営のために雇った「常雇」及び「臨時雇」のほか、「手間替え・ゆい（労働交換）」及び「手伝い」が含まれる。
常雇	主として農業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でもかまわない。）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人のことをいう。 なお、住み込み及び通勤の双方を含む。 また、主に農業以外の仕事のために雇った人は含まない。
臨時雇	日雇、季節雇など農業経営のために臨時雇いした人のことをいう。 なお、受託した農作業や賃作業を人にしてもらった場合の労働は含まない。 また、主に農業経営以外の仕事のために雇っている人が農繁期などに農業経営のための農作業に従事した場合や、7か月以上の契約で雇った人がそれ未満でやめた場合を含む。
手間替え・ゆい（労働交換）、 手伝い	「手間替え・ゆい（労働力交換）」及び「手伝い」については、販売農家の「3 農業労働力」（P. 20）を参照。

6 農作業の受託

農作業の受託	自分の持っている機械（借入れを含む。）を使ってよその農作業を個人的に請け負ったものと、複数の農家の組織活動として請け負ったものの両方を含む。
酪農ヘルパー	搾乳、飼料の給与、きゅう肥の運搬の作業を受託したことをいう。
水稻作の受託	全作業受託とは、同一の世帯又は組織から水稻作の育苗から乾燥・調製までの全作業を受託したことをいい、経営を委託されたものは含まない。 部分作業受託とは、水稻作の育苗、耕起・代かき、田植、防除、稲刈り・脱穀、乾燥・調製のうち、1種類以上の作業について受託したことをいう。

7 農業用機械

所有台数	機械の購入者ではなく、実際に機械を管理している者をその機械を所有している者とみなした。 また、数戸で共有している機械で、現在、当該調査客体が保管・管理している機械も含めた。
------	---

利用台数	所有している機械を利用した台数だけでなく、リース等により、よそから借りてきた機械を利用した場合も含めた。
------	--

8 農業経営の取り組み

農業生産関連事業	「農産物の加工」、「観光農園」、「農家民宿」等農業生産に関連した事業をいう。
農産物の加工	販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工していることをいう。
店や消費者に直接販売	自ら生産した農産物やその加工品を直接店や消費者に販売している（インターネット販売を含む。）場合や、消費者と販売契約して直送しているものをいう。
貸農園・体験農園等	所有又は借り入れている農地を第三者を経由せず農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。 なお、自己所有の農地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。
観光農園	農業を営む者が、観光客等の第三者には場において自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験又はほ場を観光させて代金を得ている事業をいう。
農家民宿	農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき都道府県知事の許可を得て観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
農家レストラン	農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
契約生産	農畜産物の生産を消費者や小売店（スーパー、生協など）等とあらかじめ契約して行っているものをいう。
環境保全型農業	「環境保全型農業の基本的考え方」（平成6年4月農林水産省環境保全型農業推進本部）によれば、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と定義されており、地域の慣行（地域で従来から行われている方法）に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土づくりを行うなど、環境に配慮した農業をいう。

9 協業経営

協業経営

1つ以上の農業部門（例えば稲作部門や酪農部門など）の生産から生産物の販売、収支決算、収益の分配に至るまでを一貫して共同で行っている経営をいう。

なお、果樹等の共同防除、稚蚕の共同飼育は含めない。

また、次のものは該当しない。

- （1）資金調達などの都合上、共同出資、共同経営している名目になっているが、実際は個別経営であったり、共同作業だけの集団であるもの
- （2）農協が直接経営しているもの（これは「組合」に該当する。）
- （3）農業集落内の諸団体が、諸団体の運営資金や諸行事などの資金調達を目的として共同で農業を行っているもの
- （4）同一世帯で、生計を共にする世帯員（親子・兄弟など）だけで行っているもの

【林業経営体】

1 保有山林の状況

所有山林

実際に所有している山林をいう。

なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林を含む。

また、共有林などのうち、割り替えされない割地（半永久的に利用できる区域）があれば、それも含めた。

貸付山林

所有山林のうち、山林として使用するため貸し付けている土地及び分収（土地所有者と造林者が異なり、両者で収益を分配するもの）させている山林をいう。

借入山林

単独で山林として使用するため借り入れている土地及び分収している山林をいう。

また、共有林などのうち、割り替えされる割地があれば、それも含めた。

保有山林

保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林

2 素材生産

素材生産量

丸太の体積で表し、一般的には立方メートル（ m^3 ）の単位で表示する。

立木買いによる 素材生産

立木を購入し、伐木して素材のまま販売することをいう。

3 林産物の販売

林産物の販売

過去1年間において、保有山林から生産された林産物（立木を購入して生産

	した素材、栽培きのこ類、林業用苗木などを除く。)の販売又は自らの消費に仕向けたものである。
用材	樹種を問わず、製材用丸太、パルプ用材、合板用材、電柱用材、土木用材、坑木、まくら木、農用等に使われる木材をいう。
立木で	立木のまま販売したものをいう。
素材で	立木を伐倒し、所定の長さに切断した丸太あるいは、切断した後で運搬を容易にするために四面をとった丸太（そま角）にして販売したものをいう。
ほだ木用原木	保有山林からの林木を、しいたけ、なめこなどを生産するほだ木用の原木として販売したものをいう。
特用林産物	保有山林から生産又は採取し販売したもののうち、用材、ほだ木用原木を除く林産物をいう。 主な特用林産物は、薪炭原木、竹材、樹実、樹皮、葉、樹根、天然性のきのこやたけのこなどである。

4 林業作業

植林	山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地へ、苗木の植え付け、種子の播き付け、挿し木などを行うことをいう。
下刈りなど	林木の健全な育成のために行う下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなどの植林から間伐までの保育作業をいう。 なお、作業を年2回以上同一区画で行った場合あるいは同一区画で別々の作業を行った場合の面積は、実面積とした。
間伐	材木を健全に成長させるため、立木密度を調整し、劣勢木、不用木など林木の一部を伐採することをいう。
主伐	一定の林齢に生育した立木を、用材等で販売するために伐採することをいう。 なお、主伐には、一度に全面積伐採する皆伐と、区画内の立木を何回かに分けて抜き切りする択伐があるが、択伐の場合であっても、面積は、伐採した全体の区画とした。 また、被害木の伐採は含まない。
主伐（請負）	委託を受けて、主伐を行うことをいう。
主伐(立木買い)	立木を購入し、当該立木に対して主伐を行うことをいう。
林業作業の受託	よその林業作業(立木買いによる素材生産を含む。)を請け負うことをいう。

【総農家等】

農家	調査期日現在で、経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a 未満であっても、調査期日前 1 年間ににおける農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。 「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。
販売農家	経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前 1 年間ににおける農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30 a 未満で、かつ、調査期日前 1 年間ににおける農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を 5 a 以上所有している世帯をいう。

【販売農家】

1 主副業別

主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1 年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
準主業農家	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1 年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
副業的農家	1 年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。

2 専兼業別

専業農家	世帯員の中に兼業従事者が 1 人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が 1 人以上いる農家をいう。
兼業従事者	調査期日前 1 年間に30日以上他に雇用されて仕事に従事した者又は調査期日前 1 年間の販売金額が15万円以上ある農業以外の自営業に従事した者をいう。
第 1 種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第 2 種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
生産年齢人口	15～64歳の者をいう。

兼業種類 恒常的勤務	一定の勤め先に恒常的に勤務した場合をいう。
日雇・臨時雇 ・出稼ぎ	継続的に雇うという契約がなく、日雇・臨時雇として雇われた場合をいう。 したがって、一定の事業所に長期間就業していても、短期間の雇用契約で雇われたのであればここに含めた。 時間単位で雇用されるいわゆるパートタイマー等もここに含めた。 小遣稼ぎ程度の学生アルバイトや、例えば集落の道ぶしんを共同ですするため出役した場合などは除いた。
自営兼業	自営農業以外で、収入を得るために自ら営んでいるすべての仕事をいう。

3 農業労働力

農業投下労働	年間農業労働時間1,800時間（1日8時間換算で225日）を1単位の農業労働単位とし、農業経営に投下された総労働日数を225日で除した値により分類した。これにより、農業経営に投下された総労働量（世帯員、雇用労働、手伝い等の合計）を標準化した値で比較することができる。
専従者	調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。
準専従者	調査期日前1年間に自営農業に60～149日従事した者をいう。
世帯員	原則として住居と生計を共にしている者をいう。出稼ぎに出ている人は含むが、通学や就職のためよそに住んでいる子弟は除く。 また、住み込みの雇人も除く
農業後継者	15歳以上の者で、次の代でその家の農業経営を継承する者をいう（予定者を含む。）。
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
農業就業人口	自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。
基幹的農業従事者	農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が、「主に仕事」に該当した者をいう。 したがって、ふだん仕事として主に農業に従事している人ということになる。

(参考) 世帯員の就業状態区分

		仕事への従事状況			
		農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事		仕事に従事しなかった
			農業が主	その他の仕事为主	
ふだんの主な状態	主に仕事	基幹的農業従事者 農業就業人口 農業従事者			
	主に家事や育児				
	その他				

常雇、臨時雇

「常雇」及び「臨時雇」については、農業経営体の「5 農業労働力」(P. 14)を参照。

手間替え・ゆい
(労働交換)

農家相互間で等価交換を原則としているすべての労働交換をいい、次の場合を含む。

- (1) 機械作業をしてやった代わりに、その分を手間で返してもらった場合
- (2) 共同防除などの共同作業で作業をしてもらった場合

手伝い

金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働をいう。

4 販売目的の家畜

和牛と乳用種の
交雑種

乳用種のめすに肉用種のおすを交配し生産された、いわゆる F 1 牛をいう。
なお、F 1 牛のめすに肉用種のおすを交配し生産された F 1 クロス牛も含む。

子取り用めす牛

子牛を生産する目的で飼養している和牛などの肉用種のめす牛をいう。

子取り用めす豚

子取り用に飼養している 6 か月齢以上のめす豚をいう。

肥育中の豚

自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚をいう。
なお、種豚、将来子取り用にする予定の 6 か月未満のめす豚及び将来種おすにするかどうか決まっていないものも含めた。

農用馬

農用の馬をいい、荷馬車や観光用駅馬車など農業以外の仕事に使う目的で飼養しているものは含まない。
また、肉用馬は含まない。

軽種馬

競走用に育てて販売する目的で飼養している馬をいい、既に競馬用に使っているものや馬主から預託されているものは含まない。
また、ばんば馬は含まない。

種鶏	採卵用及びブロイラー用のひなの生産を目的とする6か月齢以上の種卵採取を行うための鶏（おすを含む。）をいう。
鶏の育すう	鶏のふ化や育すうを行い、養鶏を営む業者等に過去1年間に出荷した鶏の中びな及び大びなの羽数である。 なお、初生びなは含まない。

5 農業経営の取り組み

家族経営協定	家族で世帯員の役割分担、労働時間・休日・休暇などの就業条件、収益の分配、経営の継承などについて、世帯員間の話し合いに基づき取り決めを行っているものをいう。
--------	---

【農家以外の農業事業体】

農家以外の農業事業体	10a以上の経営耕地を有するか、あるいは経営耕地面積がこの規定に達しないか全くないものでも、調査期日前1年間ににおける農産物販売金額が15万円以上であった農業事業体のうち、世帯（農家）以外のものをいう。
販売目的の事業体	農産物の販売により農業収入を得ることを直接の目的とするものをいう。会社等が内部の加工場に原料を供給することを目的とするものも含める。なお、この場合、加工そのものは農業とはしない。
牧草地経営体	牧草を栽培することにより、家畜の預託事業を営むことを目的とする預託牧場及び農家が共同して牧草を栽培し、共同で採草・放牧に利用することを目的とする共同利用採草・放牧場をいう。また、農業集落、農事実行組合等が同様の目的で採草する場合も含める。
その他	販売目的の事業体、牧草地経営体以外のもので、試験研究を目的とするもの（会社等の実験農場も含む。）並びにサービス、厚生、教育、食料自給等を目的とするものをいう。

【農業サービス事業体】

農業サービス事業体	農業事業体（農家等）から委託を受けて農作業を行う事業所（農業事業体を除き、専ら苗の生産及び販売を行う事業所を含む。）をいい、具体的には、農作業の受託（構成員からの員内受託を含む。）を行っている農業生産組織、農協等が農作業の受託を行うために運営している育苗センター、ライスセンター、選果・選別場等、農耕・畜産（養蚕）サービスを行う会社や個人業者をいう。
-----------	---

【農山村地域調査】

都市計画区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条に基づき指定されている区域をいう。
市街化区域、市街化調整区域	都市計画法第4条第1項の都市計画において、同法第7条第1項の規定に基づき定められている区域をいう。
線引きなし	都市計画区域内であって市街化区域、市街化調整区域に該当しないものをいう。
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）第6条第1項に基づき指定されている区域をいう。
振興山村地域	山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に基づき指定されている区域をいう。
豪雪地帯	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に基づき指定されている区域をいう。
特別豪雪地帯	豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に基づき指定されている区域をいう。
離島振興対策実施地域	離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に基づき指定されている区域をいう。
特定農山村地域	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（略称：特定農山村法）（平成5年法律第72号）第2条第1項に基づき指定されている区域をいう。
特認地域	中山間地域等直接支払制度において、地域振興立法8法（特定農山村法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号））の指定地域以外で、地域の実態に応じて都道府県知事が指定した生産条件の不利な地域をいう。
国立公園	自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項に基づき指定されている区域をいう。
特別保護地区	自然公園法第14条第1項に基づき都道府県知事が指定した区域をいう。
国定公園	自然公園法第5条第2項に基づき指定されている区域をいう。

特別保護地区	都市計画法第4条第1項の都市計画において、同法第7条第1項の規定に基づき定められている区域をいう。																		
都道府県立自然公園	自然公園法第59条に基づき指定されている区域をいう。																		
原生自然環境保全地域	自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項に基づき指定されている区域をいう。																		
自然環境保全地域	自然環境保全法第22条第1項に基づき指定されている区域をいう。																		
都道府県自然環境保全地域	自然環境保全法第45条第1項に基づき指定されている区域をいう。																		
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（略称：鳥獣保護法）（平成14年法律第88号）第28条第1項に基づき指定されている区域をいう。																		
保安林	森林の公益的機能を行使する目的で、国が伐採等の制限を課した森林のことで、森林法第25条第1項及び第2項並びに第25条の2第1項及び第2項の規定に基づき指定されている区域である。 保安林は、指定の目的により次の17種類に分類されている。 <table> <tr> <td>①水源かん養保安林</td><td>②土砂流出防備保安林</td></tr> <tr> <td>③土砂崩壊防備保安林</td><td>④飛砂防備保安林</td></tr> <tr> <td>⑤防風保安林</td><td>⑥水害防備保安林</td></tr> <tr> <td>⑦潮害防備保安林</td><td>⑧干害防備保安林</td></tr> <tr> <td>⑨防雪保安林</td><td>⑩防霧保安林</td></tr> <tr> <td>⑪なだれ防止保安林</td><td>⑫落石防止保安林</td></tr> <tr> <td>⑬防火保安林</td><td>⑭魚つき保安林</td></tr> <tr> <td>⑮航行目標保安林</td><td>⑯保健保安林</td></tr> <tr> <td>⑰風致保安林</td><td></td></tr> </table>	①水源かん養保安林	②土砂流出防備保安林	③土砂崩壊防備保安林	④飛砂防備保安林	⑤防風保安林	⑥水害防備保安林	⑦潮害防備保安林	⑧干害防備保安林	⑨防雪保安林	⑩防霧保安林	⑪なだれ防止保安林	⑫落石防止保安林	⑬防火保安林	⑭魚つき保安林	⑮航行目標保安林	⑯保健保安林	⑰風致保安林	
①水源かん養保安林	②土砂流出防備保安林																		
③土砂崩壊防備保安林	④飛砂防備保安林																		
⑤防風保安林	⑥水害防備保安林																		
⑦潮害防備保安林	⑧干害防備保安林																		
⑨防雪保安林	⑩防霧保安林																		
⑪なだれ防止保安林	⑫落石防止保安林																		
⑬防火保安林	⑭魚つき保安林																		
⑮航行目標保安林	⑯保健保安林																		
⑰風致保安林																			
土砂等の流出・崩壊の防備林	保安林のうち、「土砂流出防備保安林」又は「土砂崩壊防備保安林」に指定されている区域をいう。																		
水源かん養林	保安林のうち、「水源かん養保安林」に指定されている区域をいう。																		
D I D（人口集中地区）	平成12年国勢調査において、人口密度約4,000人/km²以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域をいう。 （D I D : <u>D</u>ensely <u>I</u>nhabited <u>D</u>istrict）																		
D I Dまでの所要時間	当該農業集落の居住者が普段利用している交通手段（自動車、バス、電車等）によることとし、その起点は、当該農業集落の中心地とし、終点は、D I Dの																		

中心地とする。

離島の農業集落で船舶や空路を利用する場合は、その所要時間を含める。

なお、居住者が普段利用している交通手段については、利用者数が最も多いものとする。

ここでの「農業集落の中心地」とは、①人家の最も多く集まっているところとするが、②人家が散在している場合は、農業集落の集会所等がある場所とする。③なお、人家が散在しておりかつ集会所が複数ある場合は、最も多くの農家が利用する集会所を中心地とする。

また、「D I Dの中心地」とは、①人家の最も多く集まっている場所とするが、②判断が難しい場合には、例えば市区町村役場や農協等の公的機関が所在している場所又は旧市区町村役場がかつて所在していた場所などとする。

耕地率

総土地面積に占める耕地面積の割合をいう。

水田率

耕地面積に占める田面積の割合をいう。

棚田

傾斜地に等高線に沿って作られた水田をいい、田面が水平で棚状に見えることからこう呼ばれる。この場合、ほ場の形状は問わない。

なお、か所数のカウントは、ほ場を1枚ずつカウントするのではなく、一連の団地を1としてカウントする。

谷地田

台地にはさまれた細長い谷にある水田をいう。この場合、ほ場の形状は問わない。

なお、か所数のカウントは、ほ場を1枚ずつカウントするのではなく、一連の団地を1としてカウントする。

耕地の大半が立地している傾斜の程度

耕地の大半とは、具体的には農業集落内の耕地（地目別）のおおよそ半分以上とする。この判断が難しい場合には、農業集落内において耕地が最も多く集積しているところとする。

傾斜の程度については、一筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

なお、傾斜区分の目安は、次のとおりである。

平坦地

田については傾斜度が1/100（100mで1m上昇する地形的傾斜）未満、樹園地及び畑については傾斜度が8°（約7mで1m上昇する地形的傾斜）未満をいう。

緩傾斜地

田については傾斜度が1/100～1/20（100m～20mで1m上昇する地形的傾斜）、樹園地及び畑については傾斜度が8°～15°（約7m～約4mで1m上昇する地形的傾斜）をいう。

急傾斜地

田については傾斜度が1/20（20mで1m上昇する地形的傾斜）以上、樹園地及び畑については傾斜度が15°（約4mで1m上昇する地形的傾斜）以上をいう。

農地	農地法（昭和27年法律第229号）に基づく耕作の目的に供される土地をいう。
ため池・湖沼	以下に該当するものをいう。 ① かんがい用水をためておく人工または天然の池 ② 川や谷が種々の要因でせき止められたもの ③ 土地が鍋状に陥没してできた凹地に水をたたえたもの ④ 火口、火口原に水をたたえたもの ⑤ かつて海であったものが湖になったもの ⑥ その他、四方を陸地に囲まれた窪地に水が溜まったもの
河川・水路	一級河川、二級河川のほか小川等の小さな水流及び運河をいう。 なお、農業用又は生活用の用排水路は除く。
農業用用排水路	農業集落内のほ場周辺にある農業用の用水又は排水のための施設をいい、生活用排水路と兼用されているものも含める。 なお、基幹的な用水又は排水施設（幹線水路等）は除く。ここでいう、基幹的な用水又は排水施設とは、公的機関（都道府県、市区町村、土地改良区等）により所管されており、当該公的機関が主体となって管理している用水又は排水施設をいい、概ね用水における河川・ダムからほ場周辺の分土工まで及び排水におけるほ場周辺の合流工から河川までをいう。 ＊分土工 幹線水路からの用水をいくつかの水路に分配する水利施設をいう。 ＊合流工 ほ場周辺の水路からの排水を幹線水路に合流させる水利施設をいう。
県条例	都道府県が、自然資源等の保全のために制定したものをいう。
市町村条例	市町村が、自然資源等の保全のために制定したものをいう。
協定	地域住民、市民グループ等が、自然資源等の保全のために結んだ一定の取り決め（約束）等をいう。
地方公共団体	都道府県及び市区町村をいう。
地域住民等	地域住民、市民グループ、実行組合等をいう。
農業集落外を含む	当該農業集落外の地域住民等も含まれる場合をいう。
農業集落内のみ	当該農業集落内のみの場合をいう。
国土の保全	土砂崩れや堤防の決壊防止等国土の保全を目的としたものをいう。
水資源の保全	水源、水質の保全を目的としたものをいう。

生息する生物の保全	動植物の生息、生態系を保護することを目的としたものをいう。
景観の保全	自然の景観や農業集落、建築物等の人工的な景観等を含めた景観全体の保全を目的としたものをいう。
観光資源の保全	観光資源として、景観等の保全を目的としたものをいう。
農山村地域資源を活用した観光客の受入	農山村地域にある資源がもたらす景色・景観を鑑賞することなどを目的として訪れる都市部等からの不特定の観光客を受け入れることをいう。 なお、受入対象者が特定され、あらかじめ一定の準備が必要な以下の項目（交流事業）とは区別される。
産地直送を介した交流	農協や生産組合等が行っている農林水産物の消費者等への産地直送や直送先の住民を生産現地へ招待する等の交流をいう。 なお、農山村地域の住民だけでなく、観光客等も対象として、定期的に開催されている農林産物の青空市、朝市も含む。
児童、生徒の農林漁業体験学習の受入	児童、生徒が校外学習等で農山村地域において農林業に係る作業の体験等を通じ、農林業への理解を深めるものをいう。
農林業ボランティアを介した交流	過疎化、高齢化等による農山村地域の多面的機能の低下を防止するために、都市部の住民等がボランティアで、農林業の作業を手伝うものをいう。 グリーン・ツーリズムの態様の一つとして位置づけられ、具体的には、援農ボランティア、森林の下草刈り等が該当する。
農業集落として取り組んでいる	農業集落としての合意のある取組であり、農業集落内の一部の者でも取り組んでいれば該当する。この場合、農業集落内の農林業経営体による個別の取組は含まない。
産地直売所	生産者が自ら生産した農産物（農産物加工品を含む。）を生産者又は生産者のグループが、定期的に地域内外の消費者と直接対面で販売するために開設した場所又は施設をいう。 なお、市区町村、農業協同組合等が開設した施設や道の駅に併設された施設を利用するもの、並びに果実等の季節性が高い農産物を販売するためにその時季に限って開設されるものは含むが、無人施設や自動車等による移動販売は除く。
市民農園	農地を第三者を経由せず、非農家への貸付又は農園利用方式により利用させて利用料金を得ている事業をいう。 ＊農園利用方式 相当数の者を対象に、定期的な条件でレクリエーションなど営利以外の目的で継続して行われている農作業の用に供するものであり、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を伴わないもので当該農作業

	の用に供するものに限られるものをいう。
農業・農村研修資料館	農業関係の研修、農業・農村に関する資料の展示、農業・農村体験等を行っている施設をいい、都市と農村との交流や地域活性化を図るための飲食、物販、レクリエーション等複合的機能を併せ持つ施設を含む。 なお、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものを含む。
農業公園	農業振興を図る交流拠点として、生産・普及・展示機能、農業体験機能、レジャー・レクリエーション機能等を有し、農業への理解の増進や人材の確保育成を図るための公園をいう。 なお、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものを含む。 通常「〇〇農業公園」等と称される。
森林・林業研修資料館	林業関係の研修、森林・林業に関する資料の展示、森林・林業体験等を行っている施設をいう。都市と山村との交流や地域活性化を図るための飲食、物販、レクリエーション等複合的機能を併せ持つ施設や市街地に所在する常設の施設を含む。 なお、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものを含む。
体験実習林	植林、下刈り等林業生産活動等の体験学習を行うことを目的として提供されている林業体験林、林業学習林等の森林をいい、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものを含む。 なお、大学、高等学校、小中学校等の学校林は、広く一般に提供されている場合のみ含む。また、森林・林業研修資料館に併設され、一体的に利用されているものは除く。
森林レクリエーション施設	国民の保健・文化・教育に広く利用されることを目的とした施設であり、山林の地形や樹木の存在を活かし、森林と施設が一体的なものとして利用されており、森林計画の対象森林の中に存在、もしくはその森林を活用した施設をいう。 森林公園、キャンプ場のほか、スキー場、野鳥観察施設、木工体験施設、炭焼き体験施設、フィールドアスレチック場、オリエンテーリングコース、ピクニック広場等を含む。 なお、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものを含む。
森林公園	森林空間を利用した森林浴、野外レクリエーション、自然体験学習等の場として提供されている公園をいう。 通常「〇〇森林公園、□□県民の森、△△市民の森」等と称される。
遊歩道	森林公園内に設置されている歩道のうち、専ら森林浴、自然観察等を主目的とした、自然観察路、自然研究路、野鳥観察路等をいう。

バリアフリー化

段差や急な傾斜など、高齢者や身体に障害のある人などの障壁となっているものを取り除くことをいう。

なお、遊歩道における整備延長距離にかかわらず、部分的にバリアフリー化されていれば含む。

また、ユニバーサルデザイン手法により整備されたものも含む。

*ユニバーサルデザイン

はじめから、すべての人が分け隔てなく利用できるよう、障壁がないように配慮することをいう。

キャンプ場

森林を利活用したキャンプ場で、炊飯施設、トイレ、バンガロー等の施設を有しているものをいう。

通常「〇〇キャンプ場、△△野営場」等と称される。

VII 利用上の注意

- 1 本書の数値は確定値であり、これまでに農林水産本省が公表した①2005年農林業センサス速報結果概要（暫定値）、②2005年農林業センサス農林業経営体調査結果概要（概数値）、③ 2005年農林業センサス農林業経営体調査第2次集計結果概要（概数値）等の数値と異なる場合がある。
- 2 表中に使用した記号は次のとおりである。
「0」… 単位に満たないもの。（例：0.4ha → 0ha）
「－」… 調査は行ったが事実のないもの。
「…」… 事実不詳又は調査を欠くもの。
- 3 面積は単位未満を四捨五入したので、計とその内訳の積算値は必ずしも一致しない。
- 4 本書の裏表紙には、付録として、本書に掲載した統計表の表章範囲（表側）を「全国農業地域別」、「地方農政局管轄区域別」及び「都道府県別」としたデータを収録したCD-ROMを添付している。
なお、CD-ROMを利用する際は、以下の内容に留意の上、利用されたい。

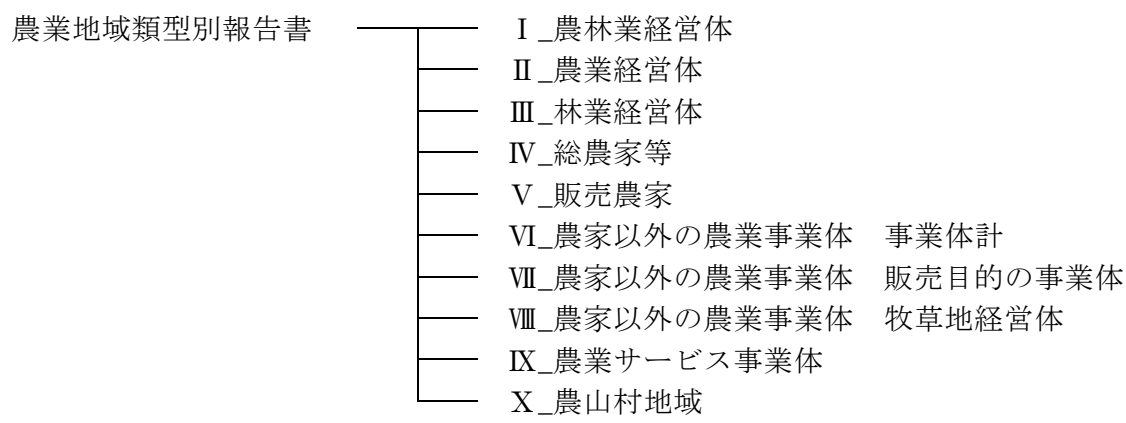
(1) 利用方法

データファイルはMS-Excel2003で作成している。このため、当該ファイルはMS-Excel97以降のソフト仕様又はxlsフォーマット（ワークブック形式）が読めるアプリケーションソフトで利用できる。

※上記に記載している会社名、製品名は、各社の商標または登録商標である。

(2) ディレクトリ構造及び収録ファイル名

[ディレクトリ構造]



[収録ファイル名]

CD-ROMを参照。

(3) 取扱い上の注意

本CD-ROMの内容については、私的使用又は引用等著作権法（昭和45年法律第48号）で認められた行為を除き、当省に無断で複写、複製することを禁じる。

VIII 問い合わせ先

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課

センサス統計室農林業センサス統計班

電話：０３－３５０２－８１１１ 内線３６６５、３６６７

直通：０３－３５０２－５６４８、０３－６７４４－２２５６